

短時間労働者に対する社会保険適用拡大

社会保険適用の要件

いつから	2016年10月～	2022年10月～	2024年10月～
事業所規模(従業員数)	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者の要件	週の所定労働時間	20時間以上	変更なし
	所定内賃金	月額88,000円以上	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生でないこと	変更なし

「従業員数」の数え方

従業員数は、現在の厚生年金保険の適用対象者数で、具体的には、下のA + Bの合計です。



社会保険被保険者資格取得までの準備

① 加入対象者の把握	② 社内通知	③ 対象従業員との面談	④ 書類の作成・届出
------------	--------	-------------	------------

週の所定労働時間20時間以上

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みませんが、契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、なお引き続く見込まれる場合には、3か月目から保険加入となります。

所定内賃金が月額8.8万円以上

基本給及び諸手当を指し、残業代、賞与、臨時的な賃金等は含みません。例えば、最低賃金に参入しない賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当等)は、この所定内賃金に含みません。

社会保険加入のメリット

配偶者の扶養の範囲内で勤めていた場合、これまでは、被扶養配偶者の年収が130万円以上になると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種要件を満たした場合に、厚生年金・健康保険に加入し、保険料は労使折半となり、保障も充実します。

① 年金が2階建てになる



② 医療保険が充実・・・国民健康保険に代わり健康保険にある給付

- 傷病手当金・・・私傷病で休職中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金・・・産休期間中、給与の2/3相当を支給

2023年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果 (一社)日本経済団体連合会

業種	2023年			2022年		
	社数	妥結額(円)	アップ率(%)	社数	妥結額(円)	アップ率(%)
製造業平均	229	8,659	3.19	239	5,312	1.99
非製造業平均	138	6,924	2.65	138	4,571	1.80
総平均	367	8,012	3.00	377	5,036	1.92
規模別	100人未満	120	7,582	123	4,497	1.80
	100~300人未満	168	7,576	176	5,069	1.94
	300~500人未満	79	8,535	78	5,135	1.94

(加重平均：一部抜粋)